

情報公開・個人情報保護審議会 諮問・報告事項

件 名	介護保険事務処理システムの変更等について
--------	----------------------

内容は別紙のとおり

条例の根拠

【事前報告】

- ◇第16条第1項本文（電子計算機による個人情報の処理開発、変更）
- ◇第17条第1項第4号（電子計算機の外部結合）

【事前報告】

- ◇第14条第1項（重要な個人情報の提供等を伴う委託）

担当係

(担当部課： 福祉部 介護保険課)
担当者 沖山 内線 (3623)

事業の概要

事業名	介護保険事務処理システムの変更等について
担当課	福祉部介護保険課
目的	「医療制度改革」に伴う国民健康保険団体連合会の審査・支払委託事務の変更
対象者	介護保険受給者
事業内容	<p>「医療制度改革」に伴う国民健康保険団体連合会のシステム改修にあたり「受給者異動連絡票情報」、「受給者情報突合情報」、「受給者情報更新結果情報」、「受給者台帳情報」及び「受給者情報突合結果情報」に下記の項目を追加する。</p> <p>・項目（保険者番号（後期高齢者）、被保険者番号（後期高齢者）、保険者番号（国保）、被保険者証番号（国保）、個人番号（国保）</p> <p>これにもとづき、以下の3点の変更を行うものである。</p> <ol style="list-style-type: none">1 介護保険システム（ホストシステム）の変更（追加）2 介護保険受給者台帳の国民健康保険団体連合会との外部結合3 介護保険事務処理システムの委託

件名 介護保険システム（ホストシステム）の変更（追加）について

保有課（担当課）	福祉部介護保険課
登録業務の名称	介護保険給付業務
記録される情報項目（だれの、どのような項目が、どこのコンピュータに記録されるのか）	<p>1 個人の範囲 介護保険被保険者</p> <p>2 記録項目 別紙のとおり</p> <p>3 記録するコンピュータ ホストコンピューター</p>
新規開発・追加・変更の理由	平成20年4月の「医療制度改革」に伴い、介護保険給付事務においても被保険者の後期高齢情報・国民健康保険情報を確認する必要があるため。
新規開発・追加・変更の内容	介護保険課の資格照会画面でも、被保険者の保険者番号（後期高齢）・被保険者番号（後期高齢）・保険者番号（国保）・被保険者番号（国保）・個人番号（国保）を照会できるようにする。
開発等を委託する場合における個人情報保護対策	開発過程では区民の情報に直接ふれさせない。テストにはダミーデータを使う。
新規開発・追加・変更の時期	審議会承認後

件名 介護保険受給者台帳の国民健康保険団体連合会との外部結合(結合項目の追加)について

保有課(担当課)	福祉部介護保険課
登録業務の名称	給付実績管理業務
結合される情報項目(だれの、どのような項目か)	1 個人の範囲 介護保険被保険者 2 記録項目 別紙のとおり
結合の相手方	国民健康保険団体連合会
結合する理由	平成20年4月の「医療制度改革」に伴い、国民健康保険団体連合会の審査支払等システムが変更するため
結合の形態	I SDN回線を使用した専用パソコンによるデータの送受信
結合の開始時期と期間	審議会承認後以降継続
情報保護対策	<ul style="list-style-type: none"> ・テストにはダミーデータを使用する。 ・平成16年より介護保険給付事務に係る電子計算組織の結合にあたっては、「新宿区個人情報保護条例」を厳守し、以下のとおり保護措置を講じている。 (1) 国保連の受付け専用サーバと1対1で接続する。 (2) 使用するパソコンは国保連との伝送専用とする。 (3) グループセキュリティサービスにより、専用回線と同等の安全性を確保する。 (4) 送信する交換情報ファイルは暗号化し、盗聴、改ざんを防ぐ。 (5) システムについては、不正なアクセスを防ぐファイアウォールを設ける。 (6) システムの操作については、パソコン本体へのログイン時、回線接続時、伝送ソフトへのログイン時、それぞれにパスワード等で確認措置をとり、適正な操作権限を持っているかチェックを必ず行う。

	<p>(7) 「新宿区情報セキュリティ規則」を厳守する。</p> <ul style="list-style-type: none">・東京都国民健康保険団体連合会の講じている保護措置 <ol style="list-style-type: none">(1) 回線番号による所在チェックを行う。(2) ユーザID、パスワードによる利用者チェックを行う。(3) 送信する交換情報ファイルは、暗号化する。(4) ファイアウォールによる部外者侵入の阻止を図る。(5) 「東京都国民健康保険団体連合会個人情報の保護に関する規則」及び「東京都国民健康保険団体連合会電子計算処理データ保護管理規程」を厳守する。
--	--

別紙 記録項目

現在の情報の項目	新たに追加する項目
被保険者番号、氏名、生年月日、性別、資格取得年月日、資格喪失年月日、老人保健市町村番号、公費負担者番号、申請年月日、みなし要介護区分コード、要介護区分コード、認定有効期間開始日、認定有効期間終了日、居宅サービス計画作成区分コード、居宅介護支援事業所番号、居宅サービス計画適用開始年月日、居宅サービス計画適用終了年月日、支給限度基準額、上限管理適用期間開始年月日、上限管理適用期間終了年月日、公費負担上限額の有無、償還払い化開始年月日、償還払い化終了年月日、給付率引下げ開始年月日、給付率引下げ終了年月日、減免申請中区分コード、利用者負担区分コード、利用者負担給付率、利用者負担適用開始年月日、標準負担区分コード、標準負担額、標準負担額提供開始年月日、標準負担額提供終了年月日、利用者負担限度額	保険者番号(後期高齢)、被保険者番号(後期高齢)、保険者番号(国保)、被保険者番号(国保)、個人番号(国保)

件名 介護保険事務処理システム委託について

◇1. 重要な個人情報の提供を伴う委託等(第14条第1項)・・・事前報告

区保有情報		委託業者及び委託に伴う提供情報	
保有課(担当課)	福祉部介護保険課	委託先	東京都国民健康保険団体連 合会
登録業務の名称	現物給付審査支払委託業務		
情報はどのよう な媒体に記録さ れているか	紙 電磁的媒体(ホストコンピ ュータ)	情報はどのよう な媒体で提供す るのか、取扱わせ るのか	紙 伝送
保有している情 報項目	被保険者番号、氏名、 資格取得年月日、資格喪失 年月日、保険料額、収納額、 認定年月日、認定期間、給 付額、自己負担額、小規模 多機能型居宅介護の利用開 始月における居宅介護サー ビス等の利用の有無、 <u>保険 者番号(後期高齢)被保険 者番号(後期高齢)保険者 番号(国保)被保険者番号 (国保)個人番号(国保)</u>	左欄の保有情報 のうち、業務委託 に伴い提供する 項目又は処理を 依頼する項目	被保険者番号、氏名、資 格取得年月日、資格喪失年 月日、保険料額、収納額、 認定年月日、認定期間、給 付額、自己負担額、小規模 多機能型居宅介護の利用開 始月における居宅介護サー ビス等の利用の有無、 <u>保険 者番号(後期高齢)被保険 者番号(後期高齢)保険者 番号(国保)被保険者番号 (国保)個人番号(国保)</u>
委託の理由	国民健康保険団体連合の給付管理において適正な審査を行うため		
委託内容	介護情報と医療情報との突合により、介護給付の適正化を図る。		
委託の開始時期 及び期限	平成20年7月4日以降継続		
委託にあたり区 が行う情報保護 対策	別紙特記事項に従い個人情 報保護対策を徹底させる。	受託事業者とし ての情報保護対 策	「東京都国民健康保険団体 連合会個人情報の保護に関 する規則」を遵守する。

個人情報等に関する特記事項

(定義)

1 この特記事項において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 個人情報 個人に関する情報で、個人を特定することができるもの。

(2) データ 本委託業務に係る情報が記録されている入出力帳票及び磁気テープ等。

(秘密保持の義務)

2 乙は、この契約の履行により直接又は間接に知り得た内容を第三者に漏らしてはならない。また、契約期間終了後も同様とする。

(目的外利用及び外部提供の禁止)

3 乙は、個人情報を甲の指示する目的以外に使用し、又は、第三者に提供し、若しくは使用させてはならない。

(再委託の原則禁止)

4 乙は、この契約による業務を第三者に委託（以下、再委託という）してはならない。ただし、業務の一部についてやむを得ず再委託する必要がある、あらかじめ、甲の承認を得た場合に限り、再委託することができる。

この場合、乙は再委託先の業務委託を禁止するなど、個人情報の保護に関して必要な措置をとらなければならない。

甲は、必要に応じて、乙の立ち会いのもとに再委託先に立入調査し、個人情報の保護に関して必要な指示ができるものとする。

(複写及び複製の禁止)

5 乙は、データの全部又は一部を甲の許可なく複写し、又は複製してはならない。

甲の許可を受けて複写し、又は複製したときは、業務の終了後直ちに複写した当該データを消去し、再生又は再利用ができない状態にしなければならない。

(資料の返還義務)

6 乙は、この契約による業務を終了したとき又は甲が請求したときは、その保有する資料を直ちに返還しなければならない。

(データの保管及び管理)

7 乙は、データの保管及び管理について、保管庫に施錠する等善良なる管理者の注意をもって当たるものとし、データの消滅、毀損等の事故を防止しなければならない。

(立入検査及び調査)

8 甲は、乙に対して、データの管理状況について随時に立入検査及び調査をし、必要な報告を求め、又は委託業務の処理に関して指示を与えることができる。

(事故報告義務)

9 乙は、事故が生じたときは、直ちに甲に対して通知するとともに、速やかにその状況を書面をもって甲に報告し、甲の指示に従わなければならない。

(公表措置及び損害賠償)

10 甲は、乙が前各号に掲げる事項に違反し、甲による是正又は中止の指導又は勧告に従わないときはその事実を公表することができる。その他、乙の故意又は過失により甲に損害を与えたときは、乙はその損害を賠償するものとする。